

令和8年度 相模原市立

小山中学校いじめ防止基本方針

相模原市立小山中学校

令和8年 4月

相模原市立小山中学校 いじめ防止基本方針

【目指す生徒像】

主体的に学び、心豊かな生徒
お「思いやり」(命を大切にし、互いを認めあう生徒)
や「やる気」(主体的に判断し、行動する生徒)
ま「学び」(自ら考え、自ら学ぶ生徒)

【家庭・地域との連携】

- 学校の実態を公開するとともに生徒を幾重にも支える態勢を築くことを趣旨とする。
- 開かれた学校づくり
授業参観・保護者会・各行事の公開
 - コミュニティ・スクールを活用した学校運営協議会協議員との連携
 - PTA組織との連携
 - 地域行事への教職員と生徒の参加
 - 健全育成協議会との連携
 - 学校関係者評価の実施

【校内組織】

いじめ防止委員会

開催 月1回以上
構成員 校長・副校長・教務主任・生徒指導主任・各学年主任・養護教諭・支援教育コーディネーター・青少年教育カウンセラー・スクールソーシャルワーカー

いじめ防止推進委員会

開催 週1回以上
構成員 生徒指導主任・各学年生徒指導担当・養護教諭・支援教育コーディネーター・青少年教育カウンセラー・スクールソーシャルワーカー

【関係機関との連携】

- 迅速で効果的な「いじめ対策」を行うために次の機関とのケース会議等を実施し、連携を強化する。
- 教育委員会各課
 - 民生・児童委員
 - 小学校
 - スクールポーター、警察署
 - 県警少年相談・保護センター
 - 児童相談所
 - 中央子育て支援センター
 - その他関係機関との連携

【いじめの未然防止】

- (1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や読書活動、体験活動などの推進をし、生徒の心身の育成を図る。
- (4) いじめ(インターネット等によるいじめを含む)について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、生徒・保護者に対しても周知徹底を図る。
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。

【いじめの早期発見】

- (1) 休み時間の巡視等を充実させ、日常的な活動を観察することで、生徒の様子に目を配る。
- (2) 各学期に定期的なアンケート調査を行い、教育相談の実施等により生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (3) 在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

【いじめへの対処】

- (1) 当事者双方や周りの生徒からの聞き取り等を行い、情報収集と記録、いじめの事実関係の把握に努める。いじめであるか否かの判断は組織的に行う。
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。
- (3) 被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒等を指導する。

【重大事態への対処】

重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携し、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために調査を行う。

1. いじめの防止等の取り組みを推進していく基本理念

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【いじめの定義】（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

- 1、行為をした者(A)も行為の対象になった者(B)も児童生徒であること。
- 2、AとBの間に一定の人的関係が存在すること。
- 3、AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。
- 4、当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること。

いじめはどの学級でもどの生徒にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

2. いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取り組みを推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

○ 組織名称：いじめ防止委員会

○ 構成員：校長、副校長、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、養護教諭、支援教育コーディネーター（各学年生徒指導担当、青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー）

※ 構成員については、事案の具体的状況に応じて柔軟に対応する。

○ いじめ防止委員会を中心とした取り組み

- ① 生徒の問題行動などに係る情報の共有を行い、いじめの防止等に係る取り組み方針の企画立案などのため定期的に打合せを行うとともに、いじめ等の事案発生時は緊急会議を開いて対応を協議するなど、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。
- ② 日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため一致協力体制を確立し、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。
- ③ いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぐ。

3. いじめの未然防止の取り組み

いじめはどの生徒にも起こり得るという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- ① 授業改善：学習者の立場に立ち、一人ひとりを大切にしたい学び合いを中心とした分かる授業づくりを実践する。
- ② 居場所づくり：互いに高め合え、所属感をもつことのできる集団をつくるために、朝の会を含む学活の時間を充実させる。

(2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。

- ① 生徒会活動：ハローフェスティバル（挨拶運動、小中連携）、植栽活動、ボランティア活動（エコキャップ回収、ユニセフ募金など）、創光ぼすと（Google Forms）による意見集約など。

- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
- ① 人権教育の充実：「誰もが大切な存在であること、そのために互いに認め合うこと、助け合うこと」の理解の徹底を図る。
 - ・人権作文の取り組み（夏季休業中）
 - ・人権・福祉講演会の実施（12月）
 - ② 道徳教育の充実：道徳の授業を要とした、生徒一人ひとりの道徳性の育成。また、ローテーション授業を取り入れた授業推進を行う。
 - ③ 職場体験学習（11月）、福祉体験（11月）
 - ④ 小中連携事業（随時）
- (4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、生徒、保護者に対しても周知徹底を図る。
- ① 校内研修：生活指導研修（4月、5月）、人権・道徳・国際教育に関する研修（8月）
情報セキュリティ研修（4月、8月）
 - ② 教職員向けに指導のチェックリストを作成するなど、いじめ防止の取り組みの充実を図る。
 - ③ 全校集会、学年集会、学級活動等での校長をはじめとした担当教員からの講話
 - ④ 保護者会、学級懇談会における啓発
 - ⑤ 情報モラル教育（各学年、学期ごと実施）、サイバー犯罪防止講演会の実施（5月）
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。
- ① 地区健全育成協議会
 - ② 地区健全育成協議会との地域内パトロール（12月）

4. いじめへの早期発見の取り組み

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

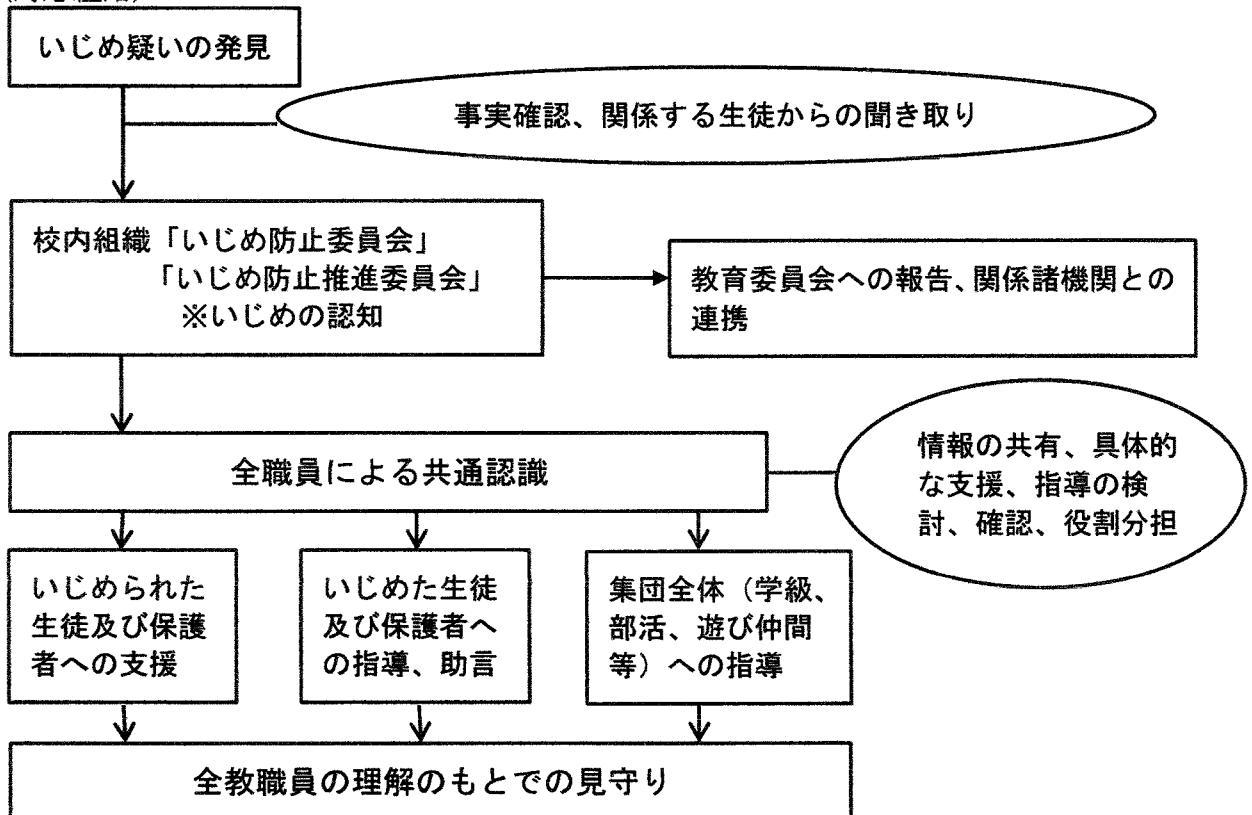
- (1) 職員全体で日常的な観察を充実させ、同じ視点を持ちながら生徒の様子に目を配る。
 - ① 休み時間や放課後のコミュニケーションを取る中での生徒の様子を観察する。
 - ② 小山ノート、教育相談、家庭訪問等を通して把握する。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
 - ① 教育相談アンケートの実施：各学期
 - ② 教育相談の実施：各学期
 - ③ チャンス相談の実施：年間を通して
- (3) 在籍する生徒及びその保護者への各種相談期間の周知、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
 - ① 相談窓口の周知：青少年教育カウンセラー（毎週火曜日、金曜日）
TEL：042-779-4831（直通）
さがみはら子どもSOSダイヤル：042-707-7053
24時間子供SOSダイヤル：0120-786-108
ヤングテレホン：042-755-2552
 - ② 保健室だより、相談室だよりの発行
 - ③ 青少年教育カウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる校内巡視

5. いじめへの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) 被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒等を指導する。
 - ① いじめの疑いの情報等があったときには、速やかに事実確認を行い、いじめであるか否かの判断を組織的に行う。認知した場合は、直ちに「いじめ防止委員会」で情報を共有する。
 - ② 関係生徒及びその保護者、集団全体（学級、部活、交友関係等）へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
 - ③ インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。
- (2) 教職員全員の共通理解、教育委員会への報告、関係諸機関との連携のもと、保護者の協力も得ながら対応する。
 - 青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー
 - 各警察署、県警少年相談・保護センター
 - 青少年相談員
 - 児童相談所、中央子育て支援センター

(対応経路)



6. 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) 速やかに教育委員会に重大事態発生について報告する。
- (3) 調査の結果、明らかになった事実確認について、当該生徒及びその保護者に対して、個人情報に配慮した上で適時・適切に報告する。